

## 第 2 回明石市市民参画推進会議 会議録

日 時	平成 2 4 年 6 月 4 日 ( 月 ) 午後 2 時から午後 4 時半まで	
場 所	明石市役所保健センター 5 階学術集会室	
出席者	委員	角松生史会長、久保はるか副会長、赤木紘委員、大原笑子委員 桑原功委員、杉本智子委員、高岸益子委員、武久榮一委員 森川乃梨子委員、山本洋子委員
	市	森本総務部長、中島総務部次長、上田総務課長、勝見総務係長、丸山主任、小畑主任
傍聴者	0 名	
審議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例の運用状況の評価方法について</li> <li>・ 平成 2 3 年度運用状況の評価について</li> </ul>	
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次第</li> <li>・ 座席表</li> <li>・ 明石市市民参画推進会議委員名簿</li> <li>・ 資料 1 規則・要綱等に基づく審議会等の見直しについて</li> <li>・ 資料 2 条例の運用状況の評価方法について ( 案 )</li> <li>・ 資料 3 明石市市民参画条例の運用状況の評価方法について</li> <li>・ 資料 4 「明石市食育基本方針」見直し ( 案 ) に対する市民意見の概要と市の考え方</li> <li>・ 資料 5 平成 2 2 年度周南市市民参画実施状況に関する評価意見書</li> <li>・ 資料 6 平成 2 3 年度明石市市民参画条例に基づく手続の実施状況について</li> <li>・ 資料 7 平成 2 4 年度市民参画手続実施予定表</li> <li>・ 当日配布資料 規則・要綱等に基づく審議会等の見直し 今後の方針一覧表</li> </ul>	
事務局	明石市総務部総務課	

## 1 開 会

### 2 部長あいさつ

皆さん、こんにちは。森本でございます。

昨年、第1回目の開催をいたしまして、委員のご選任とこれからの会議の進め方について御審議を賜ったものでございます。

本日は第2回目ということで、昨年度の市民参画の状況がまとまりましたので、そのご報告をさせていただきますとともに、今後の進め方につきましても、ご意見をちょうだいしたいと考えております。

今、明石市の状況を見ますと、人口が若干減少傾向に入り、今までは30万人を目指すと言っておりましたが、とうとう29万1,000人を割り込んでいる状況でございます。人口は減る傾向になってきたと思っております。

逆に、高齢者の占める割合がどんどん増え、労働人口が減り、財政状況にも響いてくるといったような状況でもございます。

年々、歳入が減ってくる中、マスコミでも世間をにぎわしておりますように、生活保護の受給者が非常に増え、扶助費が占める割合が増えています。

また、様々な社会の変化、経済状況の変化により、行政に対して今までなかったような要望もいただくような状況になっています。

今まででしたら「あれもこれも」と行政に頼めば何とかしてくれる時代もありましたが、これからは「あれかこれか」、市民の皆さんがご自身で選択いただく時代になり、市民の皆さんにお願いする前提には、行政に対する信頼が不可欠であるとともに、行政が持っている情報をすべて皆さんにお示しするというのも大事だと考えております。そのような政策決定、政策形成の過程に市民参画を求めるとなると、その参画のあり方について、この会議が非常に重要な意味を持っていると認識をしているところでございます。

ただ一方で、市民参画というイメージは良いですが、行政が皆さんに丸投げをして、行政が汗をかかず皆さんがお決めになったからというようなことにもなりかねませんので、市民の皆さんにしっかりご議論いただきながら、また行政もしっかり汗をかきながら、市政運営に当たってまいりたいと思っております。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

- ・事務局の新体制の紹介
- ・会議の定足数の確認（会議の成立を報告）
- ・会議の公開
- ・会議資料の確認

### 3 報告事項

(1) 規則・要綱等に基づく審議会等の見直しについて

見直し結果について、資料1に基づき事務局から説明。

**【B委員】**

休廃止する審議会等24件というのは、休廃止するという報告ですか、それとも見直しということですか。

「トライやる・ウィーク推進協議会」を例にお聞きしたい。

**【事務局】**

別紙1、2枚目で「休廃止する」審議会等として24件あげています。大半は、長期総合計画の個別計画なので計画ができたから廃止となっています。ご質問の「トライやる・ウィーク推進協議会」につきましては、所管課とのヒアリングの中で、この協議会が事務局側からの単なる説明の場になっていて、新たな提案などをいただく場ではないということを確認しましたので、審議会という形式にこだわらず他の手法でできないかという話し合いの結果、「休廃止する」と位置づけたものでございます。

**【B委員】**

従来30人体制だったが、今年の会議では、半分の15人となっていて、事務局からは、今後、15人体制でいきたいという話はありませんが。

**【事務局】**

効果的な意見交換をする上で、20名以下のほうが好ましいのではないということもあり、複数名選んでいる団体等から絞り込んで選出するなど、可能な限り減らしてきたものもでございます。

**【会長】**

今の事務局の説明では、人数を減らしてきたということと、休廃止の関係が分かりにくいので説明をお願いします。

**【B委員】**

平成24年度のトライやる・ウィークの推進協議会では、30名から15名体制になって、今年は少ないと思いながら会議に出ましたが、わざわざメンバーを減らして、第1回目を開催しました。これで休廃止というのは、話が合わないという気がします。

なぜ、今回、30人から15人にしたのか、それをまた今度ゼロにするのか、筋道が分かりにくいです。

**【事務局】**

この見直しにつきまして、前提として、62件の中で、ほかの審議会との重複がないか、同じようなことを議論していないかといった「会の継続可否の判断基準」があります。また、市民参画条例は、市政への参画、政策決定の過程に関与・参画するというのが趣旨であり、その推進に向け見直しを図ったということです。

多様な意見をお聞きする場面が、より多くあればいいことですが、一方、行政運営について、スピードや効率性、公開が求められるというものがございます。

こうした内容で、役割が終わったものについては、再構築し、新しい時代のニーズに沿って見直しを行う必要性といった観点から、各部・課に見直しをお願い

したという内容です。

さきほど委員のご質問の中で、「トライやる・ウィーク推進協議会」の人数を絞ったということではありますが、市民参画条例の規定に基づいて20人以下にということだと思えます。次の展開については、学校教育課に意見があったことを伝えたいと考えております。

個別の内容につきましては、お答えの準備ができておりませんので、この程度にさせていただきたいと考えております。

#### 【A委員】

「休廃止」の「明石市地域福祉推進市民会議」ですが、これは13中学校区のうち、現在、3中学校区は休止中と聞いていますが、ほかのところは市民会議を続けておりますし、福祉総務課の方も会議に出ておられます。その中で、休廃止するというような説明も何もなかったです。私たちは、地域福祉市民会議をずっと続けていますので、この経緯についてお聞かせください。

#### 【事務局】

これからのまちづくりを進める上で、小学校区のまちづくりが基本でございます。ただ、地域福祉につきましては、これまで中学校区でやってきたので、小学校区の中で地域福祉をやっていくため、休廃止して、もう一回再編していく必要があるだろうということで仕組みづくりも踏まえて、これからについて考えていくとご理解が得られればと思っております。

#### 【A委員】

要するに、協働のまちづくりの観点より、28小学校区を起点としてこれからも市民会議をするという考え方と理解してよろしいでしょうか。

#### 【事務局】

そのようにご理解賜ればと思えます。

現在、基本的なまちづくりを小学校区で進めていこうという流れがありますが、これまで、中学校区でスタートしたという経緯がございまして、両者のすり合わせがいろんな形で必要になっております。

地域福祉の問題につきましては、これからは小学校区で考えていく方向で進めていくため、一旦立ちどまって再考するという趣旨であると聞いております。

#### 【F委員】

規則・要綱等に基づく審議会と、法律・条例に基づく審議会に分かれています。規則・要綱は、議会の承認は必要ですか、あるいは事後承認が必要ですか、また、将来、規則・要綱に基づく審議会は減らしていくという考えでしょうか。

#### 【事務局】

1点目のご質問ですが、規則・要綱等に基づく審議会は、市で決められるものです。2点目のさらに減らしていくのかというご質問ですが、必要なもの、そうでないもの、他の参画手法では補えない部分、多々ありますので、すべてをなくすということではありません。一方で効率性を求める必要性や、幅広い意見を求

めていくという審議会としての役割もありますので、単純に減らしていくということではありせんので、ご理解のほどお願いいたしたいと思います。

**【F委員】**

条例に基づく審議会にしていく方向というお考えではないのですね。

**【事務局】**

規則・要綱に基づく審議会につきましては、議会の議決は必要なく、市長が自由につくれるというものではありません。

ただ、要綱、規則に基づく審議会を減らしていくのかというご質問には、必ずしもそうではなく、これから新しくニーズが出て、会議形式で聞かなければいけないものも出てくると思っております。

今ある規則・要綱について、今後、条例化していくかについては、緊急に立ち上げる必要のあるものについては、柔軟に対応できるという利点もありますので、一つ一つ個別の判断になってまいります。

**【D委員】**

明石市生涯学習センター運営委員会の休廃止の理由をお聞きします。

**【事務局】**

明石市生涯学習センター運営委員会と明石市生涯学習ビジョン策定委員会ですが、所管課とのヒアリングの中で、館の管理運営を審議会形式により意見を聴取するのではなく、個別で聞ける、あるいは違う手法でも聞けるということで、このたび休廃止に位置づけをさせていただきました。

**【H委員】**

統合の審議会についてですが、何をどのように統合して、どう効率化が図れたかということと見直しの進め方についてお聞きしたい。

**【事務局】**

規則・要綱等に基づく審議会等の今後の方針、各審議会につきましては、今後の方針等を書いた詳細な資料がございますので、お配りさせていただきます。

～ 事務局より資料配布 ～

まず、「統合」する審議会等4件のうち「明石市次世代育成支援対策推進行動計画推進協議会」と「こども基金運営委員会」ですが、こども基金運営というのは、そもそも次世代育成の中の一政策であり、次世代育成計画の、子ども全体に係ることを考える審議会を今後新たにつくり、その分科会という形態でこども基金運営委員会をつくってはどうかという趣旨で統合と位置付けました。

同じように、高年介護室所管の明石市地域密着型サービス運営委員会と明石市地域密着型サービス補助事業者選定委員会ですが、そもそも趣旨が同じような審議会ということで、二つの委員会を一つに統合するということが所管と話し合っ

て決まりました。

見直しについて、明石市市民提案型パイロット協働事業委託等審査会と明石市市民実践活動助成事業審査会は、今後、パイロット協働事業や市民活動の助成を地域の活動団体に助成金を出すという方向性もあり、まとめてできないかという観点から、今後、見直しできないかという投げかけをしているところです。

行政改革推進懇話会と行政評価委員会、これにつきましても、行政改革全般のことと行政評価のことを同じ審議会で審議していただき、重複を避けるという趣旨の提案をさせていただいています。

#### 【副会長】

公表の見せ方を工夫したほうが良いと思います。休廃止する審議会の中でも、役割が終わったものもあれば、発展的解消、再編、行政運営上の効率化を図るとしたものが入っています。この配布された一覧表があれば事情はわかりますが、一覧表がなければ誤解を招きやすいので、この資料も一緒に公表したらどうかと思います。情報の提供方法に関して工夫した方が良いと思います。

#### 【会長】

この資料1の内容は、既に市のホームページで公表されているということになりますね。既に決定事項ではあるということ、また市民に対する公表も、これ自体としては既に行われていると。ただ、公表の仕方を工夫する必要があるという意見もでました。また、実際に携わっておられた委員の方々に対しても、趣旨を理解いただけていないような面があるように感じました。

それから、廃止ではなく、発展的な解消を図ることについて、よりよい市民参画を実効的に実現していくための手法についてご検討いただくという意見がでました。

#### 【B委員】

廃止見直しについて、市のホームページだけで公表するのではなく、今後のスケジュールや方法をお聞きかせいただきたいです。

#### 【事務局】

各構成委員の皆さんに十分な説明ができていないという現実を、今、お伺いしたところです。

これからの方向性を各委員の皆さんに説明することは、必要不可欠だと思っておりますので、それぞれの部署に丁寧に説明するよう改めて伝えてまいります。

## 4 審議事項

### (1) 条例の運用状況の評価方法について

資料2に基づき事務局より説明。

#### 【副会長】

特定の手法として、毎年、パブリックコメントを評価するのか、あるいは年度によってかえるのでしょうか。

**【事務局】**

今回は、初年度ということもあり、件数が多いパブリックコメントについて掘り下げていただくという趣旨です。次回から、様々な手法について検討し、提案いただくことも可能であると考えております。

**【会長】**

ほかに何かございますか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長】**

今回、政策提案手続については実績がなく、評価の対象の資料がないため、意見書の作成に当たっては、その実績がなかったことをどうとらえるかという意見を含むことは十分可能であると思いますので、ご意見等があればいただきたいと思ひます。

(2) 平成23年度運用状況の評価について

資料6、別紙に基づき事務局より説明。

**【G委員】**

意見公募手続は、件数として最も多いものですが、ほとんどが明石駅前のことについてです。これについては、意見交換会もありましたが、多数決になってしまったように感じました。十分な議論があつて、最後に、皆さん、どうするのがいいですかという形が理想的だと思いますが、市民同士の議論が足りず、いきなり少数切り捨てみたいになつたという気がして、残念に思ひました。

次に、市長懇談会ですが、テーマ別の「こども」について、開催時間が夜で参加できませんでした。参加した方にお聞きしたら、高齢者の方が多かつたとのこと。テーマ別、例えば「こども」なら、一番意見を言いたい人は、やはり、子育てをしている人だと思うので、出席しようと思ひましたが、夜に子どもだけを残すということもあり断念しました。今後、参加する人を配慮した会議の設定時間を考えていくことが必要だと思ひました。

**【副会長】**

今ご指摘がありました中心市街地活性化プロジェクトもそうですが、市民参画手続のどの手法を用いるかについて、何らかの決まりはありますか。

どのような手法を選択するのが適切かの判断が、担当部局にどの程度任されているものなのか、どの程度ルール化されているものか、その点をお聞きしたいです。

**【事務局】**

条例上に、市民参画の対象事項の政策につきましては、複数の手法を併用するよう努力義務となつており、また、必ず意見公募手続が必要となつています。条例上の対象事項でなければ、所管課の判断で市民参画手続を実施しています。

**【副会長】**

G委員のご指摘を考えますと、その選択が正しかったかどうかについて何らかの評価が必要になってくると思います。

**【会長】**

この政策決定過程について所管課で改めて総括しますか。

**【事務局】**

どこまで総括をしているか、詳細な資料はございません。

中心市街地については、大きな争点になったテーマでもあり、担当部局では、すでに市民の皆さんから意見をいただいたという認識であったと聞いております。

この件は、選挙の争点になったこともあり、現市長が当選後、早急に何らかの形で意見を聴く必要があるということで、28小学校区で市長懇談会を実施しました。

その中で、「市民の皆さんの声で見直しを」といった広報紙を配り、最後に「御意見をお聞かせください」といったアンケートをつけました。

ただ、28小学校区を回る期間が長期にわたり、後半の小学校区では、既に決定していたということで、この話題に触れることができませんでした。

みなさんから再開発に必要な施設などについて意見をいただき、市役所が最終的な決定を行ったところですが、もっと時間をかけて議論すべきではないかといった市民や議会の意見が出てくるのは承知しています。

国の予算、もしくは補助の問題などもあります。最終的には、首長の立場で判断をしたという結果かと理解しております。

**【会長】**

市民の関心の高いテーマでは、市民参画手法がどうあるべきか、また意見をどのように市が扱ったかということについて、引き続き総括の検証をしていく価値があるテーマではないかなと思いますので、所管課に、どのように総括するかということを確認をお願いしていただければと思います。

**【A委員】**

事務局からの資料が多く、説明を聞くと理解できますが、資料を見るだけで理解するのが大変なので、もう少しまとめる必要があると思います。

意見公募や審議会など様々な場で意見する機会がありますが、何について具体的な意見を求められているか簡潔に知りたいです。市民参画を進めるためには、市民が自らの立場で私たちが住んでいる明石市を良くしたいという思いを高めることが必要であると思います。

**【会長】**

1点目の資料について、ホームページに公表する際、見やすさを一段と工夫していただければと思います。

2点目、意見公募手続の際に、自分とどう関わるのか、市民が意見を述べやす



くする情報の出し方について工夫するべきではないかということは非常に重要なご指摘であると思います。

#### 【C委員】

意見公募やワークショップなどをする際、担当課が市民向けに情報をいかに発信したか、共有できたかという部分が非常に大事だと思います。それをジャッジできる仕組みが必要だと思います。

情報をいかに平等に発信して共有するかということが非常に重要なので、ジャッジの文言を入れていただきたいです。

#### 【会長】

市民の意見をどう反映したかについては、意見の概要と市の考え方を並べることの検証をお願いしていましたが、それ以前に情報の発信方法を検証するという視点についても、事務局と後で相談したいと思います。

#### 【E委員】

ある審議会では、皆さん真剣に議論していて、こうした議論が深まれば良い明石市になると思いました。もっと行政が市民と一緒にいる取組をアピールし、施策を分かりやすく説明できないかと思います。

例えば、高齢者いきいき福祉計画は本当にわかりやすかった。担当部の持って行き方によって、かなり違ってくると感じました。

#### 【A委員】

明石市はお金がないと言いながら、明石駅前南地区市街地再開発事業について新聞報道を見て、なぜするのかと受け取りました。

これまでの情報公開や情報共有ということが不十分だったと思います。形ができてからでは、今さら意見をしてもなかなか通らないと感じます。プロジェクトチームの構成員も一般の人は非常に少なく、市の行政に関わっている人が13名で、市民に意見を求めるような場ではなかったように思います。お金がない明石市がなぜ再開発するのか、市民に理解を得られていないという印象を受けました。

明石市には、最上位の自治基本条例があって、参画条例があります。計画段階からすべて市民に情報を公開するよう、報告の中で意見も入れていただきたい。

#### 【会長】

条例でも規定されているように市民参画の適時性は重要で、迅速な決定も必要ですが、あたかも決まってしまったかのような誤解を市民に与えるような提示方法ではいけないということは、ご指摘のとおりだと思います。

#### 【F委員】

自治基本条例の第14条に「住民投票」という条項があり、条例が制定されれば、市民に影響の大きな問題を投票で議論できると思いますので、住民投票条例についても発議を進めていただきたいです。条例ができれば市民全体が市政へ参画できる仕組みにつながると思います。

市民に大きな負担をかけることについて、みんなで決めたことであれば納得で

きると思いますので、住民投票条例の制定について意見書に盛り込んでいただきたいと思います。

**【事務局】**

委員ご指摘の自治基本条例に住民投票条例の規定があるのは認識しておりますが、現在、市では、(仮称)協働のまちづくり条例を検討している状況でございますし、現行の法律の中でも住民投票は行える制度になっているのも事実です。

住民投票の今後の具体的なことについて、明確にお答えできる状況にないというのが現実でございます。

**【会長】**

住民投票について積極的に位置づけるべきという意見をいただきましたが、その扱いをどうするかについては、次の推進会議も含めて議論することになります。

**【B委員】**

意見交換会についてですが、市からの説明の時間が長く実際の意見交換にかけた時間が短いと感じました。

また、開催記録の公表について、ホームページだけでいいのかと思います。

**【事務局】**

委員ご指摘のとおり、説明の時間が長いということもあります。一方で、議論をする前提として、ある一定の共通の認識、情報量が必要であることも事実です。十分に意見交換できる時間配分、また共通の認識を持つためにどこまで説明が必要かということは、大きな課題だと認識しています。開催方法を工夫するなど、全庁の共通認識として取り組んでいきたいと思っております。

事後の公表につきましては、会議録を広報紙に掲載するのはスペース的に困難であることから、どの媒体を使うべきか検討していきたいと思っております。

**【会長】**

未達成の指標についてですが、複数の市民参画手法を選択していない政策について事情を詰めたいと思っております。

また、審議会委員の構成ですが、条例には公募市民2割以上と規定されていますが、達成が14件、未達成が10件。「選任期間の途中で新たに公募することが困難」という理由は、いずれ解消されていくものだろうと思っております。しかしながら、「専門的な知識を有する委員に限る審議会が多い」というのは、本当に専門的な知識が必要なのかについて検証を要すると思っております。

また、男女比は未達成の方が多く、なかなか厳しい結果です。理由としては、「団体代表の推薦委員に男性が多いため」というのが主な理由ですが、現実的には、難しい問題だと思っておりますが、この問題を解決しないと目標達成率はあがらないでしょう。

**【D委員】**

自治会では構成員に女性もいますが、長は男性ばかりというのが実態です。実際、クォーター制とまではいかななくても、会長の権限で、枠を決めて、女性にも

思い切って出てもらう必要があると思います。それをきっかけに、女性も自信を持つことができれば、地域でもそれなりのポジションにつけるようになります。地域の采配の範囲ですが。

**【会長】**

必ずしも会長さんに出ていただく必要もないのではないかと思います。

**【D委員】**

3割を達成するために、勉強だと思って、女性を選出するなど、地域からの後押しが必要だと思います。

**【B委員】**

連合自治協議会としても、各審議会において団体を代表して有効な意見を出すことが期待できる人物の選任を依頼されるので、現実的には、連合の役員8人から選出している。今後、どのようにすべきかと考えている。

**【E委員】**

以前、審議委員を団体から出すのに、代表でなくてもよく、貴重な意見を出してくれる人なら構わないと事務局から依頼があり、実際の依頼文書にも記載があった。事務局から各団体に依頼する際、そうした方法も有効かと思います。団体としても、一人で何件も掛け持ちせず、後輩に譲っていけばどうかと思います。

**【副会長】**

審議会の中にもグラデーションがあると感じます。総括に出てくる審議会10件は、市民参画条例の対象となる審議会が条例第6条に当たるものです。しかし、各論では79件の審議会が対象となり、この評価の対象がどこまでカバーするものかわかりにくい。

条例の第6条に該当するもの、別紙資料の11ページに星印「」がついているものですが、この中では例えば、交通安全対策会議の委員公募が「」になっていて、理由の実情を知りたいと思いました。このように、星印がついている審議会から重点的に未達成の理由を追求した方が良いと感じました。

**【会長】**

男女比の問題ですが、各種団体の長が男性であるという難しさもありますが、必ずしも代表でなくても良い。しかしながら、団体の意見を有効に反映する人でなければならないということもあります。条例としても努力義務として位置づけているところですから、引き続き所管課、あるいは地域団体への働きかけも強めていく必要があると思います。

公募市民が不可となっている委員会の検証についてですが、網羅的に状況を聞くより、幾つか選択して聞く方法が良いと思いました。事務局と相談して、気になるものについては、もう少し詳細な公募不可の理由を説明していただくという方向をとりたいと思います。

副会長から審議会についての問題提起がありましたが、このほかの会議について聞きたいというご指摘があれば、連絡いただければと思います。

では、後半の質的評価に移りたいと思います。

～ 事務局から資料4と資料6に基づき説明 ～

**【F委員】**

私、3件ともパブリックコメントをさせていただきました。

食育基本方針は、ページ数が10ページで分かりやすく、方針の詳細説明がなく食育の目標の列挙にとどまり、意見が出しやすかったです。こうしたことから市側の回答として「これを記載します」という対応が多かったと理解しています。このような形であれば、非常に意見が出しやすい。

次の「明石市高齢者いきいき福祉計画及び介護保険事業計画」(92ページ)ですが、初めて読んで、理解するのが難しかったです。介護保険料をこれで決めます。基金を10億円ほど取り崩すので、その分、月当たりの金額が下がりますというようなことを言われているわけです。これは、概要版の表裏の1枚ものに書かれています。それ以外は、高齢者の取り巻く状況、活動支援、介護保険事業の今後の見通し、介護サービスの説明でした。

3件目の「明石市交通安全計画」はパブリックコメントになじまないと思いました。ページ数が94ページで、「重点施策が重複し、同じ記述が繰り返されているため、もう少しスリムにならないか」ということを意見しましたが、それに対する回答は、国・県の流れの文書をそのまま出しているということ。これに対してコメントするのは、非常に難しいです。

パブリックコメントを募集する場合、出す資料についても市側でチェックが必要だと思います。

**【会長】**

概要版を見てもなかなかイメージがつかみにくかったということでしょうか。

**【F委員】**

交通安全計画も、いきいき計画も概要版はあります。いきいき計画は、裏表の1枚もので、交通計画は、13ページです。

**【会長】**

交通計画は、資料が膨大でパブリックコメントに適さないということですか。

**【F委員】**

資料ではなく、文章の内容・構成が意見公募にふさわしくないと感じました。

**【会長】**

内容面で適さないということですか。

**【F委員】**

内容面的にも明石市独自のものではないので、鉄道も含めた交通全体、言えば全国の交通安全に対してパブリックコメントを求めているわけです。

**【B委員】**

この交通安全計画では、明石市が具体的に見えず、F委員と同感で、コメントすることが難しいと感じました。

**【会長】**

パブリックコメントには、積極的に意見を聞きたいものや、とりあえず公表することに意義があるものなど様々な場合があります。

ただし、後者の場合であっても、市の政策として決める以上、わかりやすくそのポイントを市民に伝えることは必要だと思います。

**【A委員】**

私も交通安全計画を読みましたが、同じような文章が何回も出てきますし、ページ数も多く、読むだけで大変なので、概要版を読み、1枚にまとめてパブリックコメントを出しました。

明石市の方向性が見えにくく、今、交通安全事情がどういう状況にあるかなど、例えばスクールガードの方や子どもから意見を聞くのも一つではないかと思いました。

**【会長】**

法定計画の中で、どう明石市色を出していくかという苦勞もあると思いますが、所管課に事情を聞くことも必要だと思います。

**【F委員】**

高齢者いきいき福祉計画素案の公表方法ですが、当初は、窓口、市民センターなどの閲覧、ホームページのみでした。実際、市民センターに閲覧用として計画書とその概要版が各1部ありました。公表方法の中に、資料提供と提供場所として必ず市民センターを入れていただきたい。

**【会長】**

何か公表方法について決まりはありますか。

**【事務局】**

必ずここに置くという決まりはありません。

**【会長】**

この案件についても、今のようなご指摘について所管課に伝えたほうがいいと思います。

では、意見の出し方、それから概要版等の周知の仕方の問題について様々な意見がございましたが、意見に対しての市の回答、反映の仕方については、特段の御指摘はなかったということによろしいですか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長】**

本日の審議事項予定は、以上でございます。

本日の議論の内容をまとめて、市長に意見書を提出したいと思います。

私と事務局で相談して、ある程度原案を作成させていただき、次回の委員会

で審議するというので、よろしいですか。

**【F委員】**

市民参画の推進については、市民の意識の高揚を図るということで広報することや説明会をやるべきということが、24年度、25年度の実施目標として行政改革実施計画の中に書かれています。市民参画の推進に関するPRとして、例えば「広報あかし」で見た記憶はありません。24年度、あるいは25年度にかけてPRに関する計画をお持ちかどうか、また、今までの実績があるのか。市民参画手続について市民に周知することで、より市民参画が進むと思います。

政策提案手続がゼロでしたが、市民の皆さんはその存在を知っているのかと気がかりですので、もう少しアピールできないかと思います。

**【事務局】**

昨年度、広報紙に載せましたし、職員向けの研修会も実施しました。確かに市民への周知については、まだまだ不十分であると認識しており、今後機会を見て、広報紙等でPRしていきたいと思っております。

**【会長】**

政策提案手続ゼロというのは、やはり残念だと思しますので、多くの市民の方々が市民参画に関心を持ち、積極的に参加してもらえるようPR等は引き続き行っていただきたいと思っております。

それでは、次回の審議内容は、意見書についてと、先ほどの住民投票の問題等も含めまして、市民参画手続に関する意見全般について議論することにします。

**5 その他**

(1) 平成24年度市民参画手続の実施予定について

事務局より資料7に基づき説明。

**【会長】**

何か意見はございますか。

**【各委員】**

異議なし。

**【会長】**

あらかじめどんな手続があるか分かれば、市民も意見が述べやすくなると思いますので、こうした方向で今後も行っていただければと思います。

それでは、次回の開催予定日について、事務局からお願いします。

～事務局より候補日を伝え、各委員の希望を聴取し、7月2日(月)午後2時からに決定。～

**【会長】**

それでは、7月2日(月)の午後2時からということですのでよろしく申し上げます。

会場については、後日皆さんに連絡いたします。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたる御審議、ありがとうございました。

## 6 閉会